彦根市総合計画審議会　第1部会　第3回会議

日　時：令和3年(2021年)7月1日(木)14：00～16：00

場　所：彦根勤労福祉会館　3階　中ホール

1　開　会

2　議　題

(1)　所管事項の審議について

1-1-1　　人権尊重のまちづくりの推進

1-1-3　　多文化共生のまちづくりの推進

1-2-1　　健康づくりの推進

1-2-5　　地域医療体制の充実

(2)　その他

3　閉会

資料B3－1

彦根市総合計画審議会　各部会委員名簿

（五十音順・敬称略）

第1部会

担当分野：人権・多文化共生・健康・福祉・医療・生涯学習

所　属　等	氏　名
聖泉大学　准教授	安孫子　尚　子
彦根市社会教育委員の会議　副委員長	上ノ山　眞佐子
一般社団法人彦根医師会　会長	奥　野　資　夫
公募委員	川　上　建　司
彦根市身体障害者更生会　会長	岸　田　清　次
彦根市老人クラブ連合会　会長	郷　野　征　男
社会福祉法人彦根市社会福祉協議会　事務局長	髙　橋　嘉　子
彦根市国際協会	馬　場　加依子
彦根市人権教育推進協議会　副会長	森　野　宏　一

第2部会

担当分野：子育て・次世代育成・教育

所　属　等	氏　名
株式会社千成亭風土　取締役	上　田　美　佳
公募委員	加　藤　義　朗
滋賀県立大学　准教授	原　　未　来
彦根市ＰＴＡ連絡協議会　アドバイザー	樋　口　吉　範
彦根市保育協議会　副会長	堀　口　美喜子
彦根市小・中学校長会　稲枝北小学校　校長	山　本　かおる
彦根市青少年育成市民会議　会長	吉　田　徳一郎

第3部会

担当分野：歴史・伝統・文化・観光・スポーツ・産業

所　属　等	氏　名
公益社団法人彦根観光協会　会長	一　圓　泰　成
滋賀県立大学　講師	上　田　洋　平
ＮＰＯ法人小江戸彦根　副理事長	岡　村　博　之
一般社団法人彦根市スポーツ協会　会長	小田柿　幸　男
彦根商工会議所　専務理事	志賀谷　光　弘
公募委員	長　﨑　弘　法
東びわこ農業協同組合　総務担当常務理事	柳　本　上　司
びわこ成蹊スポーツ大学　講師	吉　倉　秀　和

第4部会

担当分野：都市基盤・環境・安全・安心

所　属　等	氏　名
ＮＰＯ法人日本防災士会滋賀県支部湖東ブロック　代表	笠　原　恒　夫
犬上・彦根防犯自治会金城支部　支部長	柴　田　　謙
滋賀大学　データサイエンス学部長	竹　村　彰　通
滋賀県立大学　准教授	轟　　慎　一
彦根市消防団　団長	中　村　藤　夫
公募委員	久　木　春　次
彦根市環境保全指導員連絡会議	森　　雄　三
滋賀県湖東土木事務所　所長	山　崎　彰　吾

資料B3-2

彦根市総合計画検討委員会　各部会長・副部会長

第1部会	部会長	福祉保健部長	田澤　靖壮
	副部会長	企画振興部長	長野　繁樹
第2部会	部会長	子ども未来部長	多湖　敏晴
	副部会長	教育部長	広瀬　清隆
第3部会	部会長	産業部長	中村　武浩
	副部会長	歴史まちづくり部長	荒木　城康
第4部会	部会長	都市建設部長	藤原　弘
	副部会長	市民環境部長	鹿谷　勉

改訂版

資料B3-3

彦根市総合計画審議会　第1部会　日程表

	日付	開始時刻	終了時刻	会場	審議する施策(予定)	
第2回	5月31日(月)	10:00	12:00	彦根勤労福祉会館　3階　中ホール	1-1-2	男女共同参画社会づくりの推進
					1-1-4	国際交流の推進
					1-2-2	地域福祉体制・生活支援体制の充実
第3回	7月1日(木)	14:00	16:00	彦根勤労福祉会館　3階　中ホール	1-1-1	人権尊重のまちづくりの推進
					1-1-3	多文化共生のまちづくりの推進
					1-2-1	健康づくりの推進
					1-2-5	地域医療体制の充実
第4回	7月29日(木)	14:00	16:00	彦根勤労福祉会館　3階　中ホール	修正案審議・その他	

彦根市総合計画審議会　第2部会　日程表

	日付	開始時刻	終了時刻	会場	審議する施策(予定)	
第2回	5月24日(月)	14:00	16:00	彦根勤労福祉会館　4階　大ホール	2-1-1	子ども家庭支援の推進
					2-1-2	乳幼児の保育・教育の推進
第3回	6月29日(火)	14:00	16:00	彦根勤労福祉会館　3階　中ホール	2-1-3	小学校・中学校教育の充実
					2-1-4	子ども・若者育成支援の推進
					2-1-2	乳幼児の保育・教育の推進(全部修正のため)
					2-1-1	子ども家庭支援の推進(4年後の目標等)
第4回	7月30日(金)	10:00	12:00	彦根勤労福祉会館　2階　研修室	修正案審議・その他	

彦根市総合計画審議会　第3部会　日程表

	日付	開始時刻	終了時刻	会場	審議する施策(予定)	
第2回	5月27日(木)	14:00	16:00	彦根勤労福祉会館　3階　中ホール	3-3-1	農林水産業の振興
					3-3-2	商業・工業・サービス業の振興
					3-3-3	創業・新産業創出の推進
					3-2-2	スポーツの振興
第3回	7月1日(木)	10:00	12:00	彦根勤労福祉会館　3階　中ホール	3-2-2	スポーツの振興(小田柿委員からのご意見)
					3-1-4	文化・芸術の振興
					3-2-1	観光の振興
					3-3-4	就労機会・就労環境の充実
第4回	7月28日(水)	14:00	16:00	彦根勤労福祉会館　3階　中ホール	修正案審議・その他	

彦根市総合計画審議会　第4部会　日程表

	日付	開始時刻	終了時刻	会場	審議する施策(予定)	
第2回	6月2日(水)	9:00	11:00	彦根勤労福祉会館　3階　中ホール	4-3-1	河川の整備・土砂災害対策の推進
					4-3-2	消防体制の充実
					4-3-3	危機管理対策の推進
					4-3-4	地域安全対策の推進
					4-3-5	交通安全対策の推進
					4-3-6	消費者保護対策の推進
第3回	6月30日(水)	9:00	11:00	彦根市役所　5階　第2委員会室	4-1-5	公園緑地の整備
					4-1-6	住宅施策の推進
					4-1-7	上下水道の整備・充実
					4-2-1	自然環境の保全
					4-2-2	低炭素社会・循環型社会の構築
第4回	7月21日(水)	9:00	11:00	彦根勤労福祉会館　2階　研修室	修正案審議・その他	

彦根市総合計画審議会　調整会議　日程表

	日付	開始時刻	終了時刻	会場
第1回	5月28日(金)	10:30	12:00	オンライン会議 傍聴は「彦根市役所 5階 会議室5-3」にお越しください。

彦根市の行政機構図（令和3年(2021年)4月1日現在）

- 市長
- 副市長

市長直轄組織	危機管理課	
	行政デジタル推進課	
	（市民生活・経済再生支援室）	
企画振興部	企画課	男女共同参画センター
	（女性活躍推進室）	
	まちづくり推進課	
	情報政策課	
	シティプロモーション推進課	シティプロモーション推進係　広報係　秘書係
	人権政策課	人権啓発係 多文化共生係
	市民交流センター	
	人権・福祉交流会館	住民福祉係　教育啓発係
文化スポーツ部	スポーツ振興課	
	（新市民体育センター整備推進室）	
	国スポ・障スポ推進課	
	文化振興課	高宮地域文化センター 市民会館 ひこね市文化プラザ みずほ文化センター
総務部	総務課	総務係　法規行政係
	（コンプライアンス推進室）	
	公有財産管理課	公有財産管理係
	（庁舎耐震化推進室）	
	人事課	人事研修係　給与厚生係
	財政課	財政係
	働き方・業務改革推進課	
	税務課	諸税管理係　市民税係　資産税係
	債権管理課	整理係
	契約監理室	
	稲枝支所	
	出張所	鳥居本　河瀬　亀山　高宮
市民環境部	生活環境課	環境保全係　暮らしと消費生活係
	（公害試験室）	
	（ごみ減量・資源化推進室）	
	（彦根市消費生活センター）	
	ライフサービス課	記録管理係　届出証明係　総合窓口係
	保険年金課	年金係　医療保険係　賦課収納係
	清掃センター	管理係　業務係　施設係

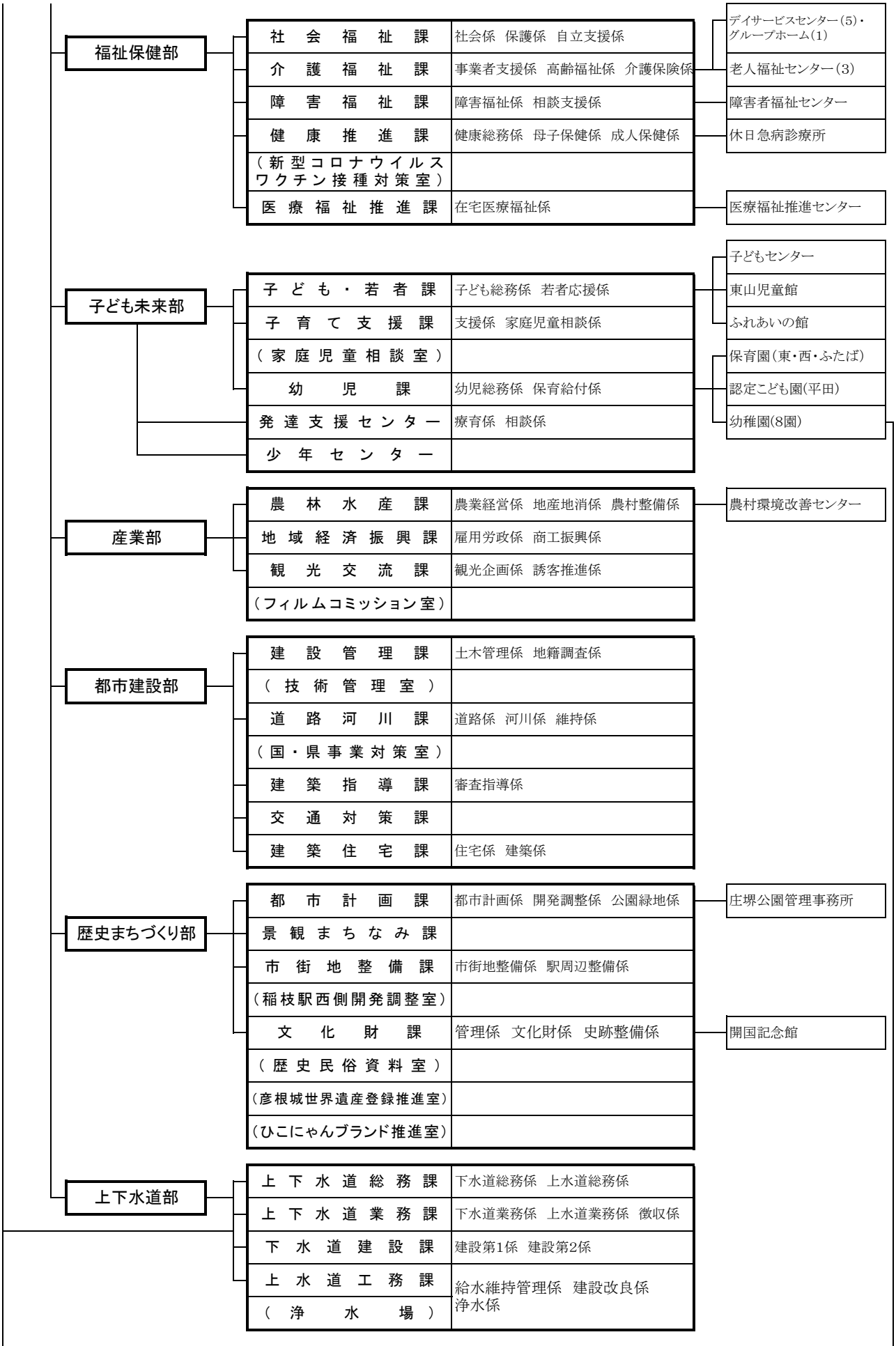
福祉保健部
社会福祉課
社会係 保護係 自立支援係
介護福祉課
事業者支援係 高齢福祉係 介護保険係
障害福祉課
障害福祉係 相談支援係
健康推進課
健康総務係 母子保健係 成人保健係
（新型コロナウイルスワクチン接種対策室）
医療福祉推進課
在宅医療福祉係
デイサービスセンター(5)・グループホーム(1)
老人福祉センター(3)
障害者福祉センター
休日急病診療所
医療福祉推進センター
子ども未来部
子ども・若者課
子ども総務係 若者応援係
子育て支援課
支援係 家庭児童相談係
（家庭児童相談室）
幼児課
幼児総務係 保育給付係
発達支援センター
療育係 相談係
少年センター
子どもセンター
東山児童館
ふれあいの館
保育園(東・西・ふたば)
認定こども園(平田)
幼稚園(8園)
産業部
農林水産課
農業経営係 地産地消係 農村整備係
地域経済振興課
雇用労政係 商工振興係
観光交流課
観光企画係 誘客推進係
（フィルムコミッション室）
農村環境改善センター
都市建設部
建設管理課
土木管理係 地籍調査係
（技術管理室）
道路河川課
道路係 河川係 維持係
（国・県事業対策室）
建築指導課
審査指導係
交通対策課
建築住宅課
住宅係 建築係
歴史まちづくり部
都市計画課
都市計画係 開発調整係 公園緑地係
景観まちなみ課
市街地整備課
市街地整備係 駅周辺整備係
（稲枝駅西側開発調整室）
文化財課
管理係 文化財係 史跡整備係
（歴史民俗資料室）
（彦根城世界遺産登録推進室）
（ひこにゃんブランド推進室）
庄堺公園管理事務所
開国記念館
上下水道部
上下水道総務課
下水道総務係 上水道総務係
上下水道業務課
下水道業務係 上水道業務係 徴収係
下水道建設課
建設第1係 建設第2係
上水道工務課
（浄水場）
給水維持管理係 建設改良係
浄水係

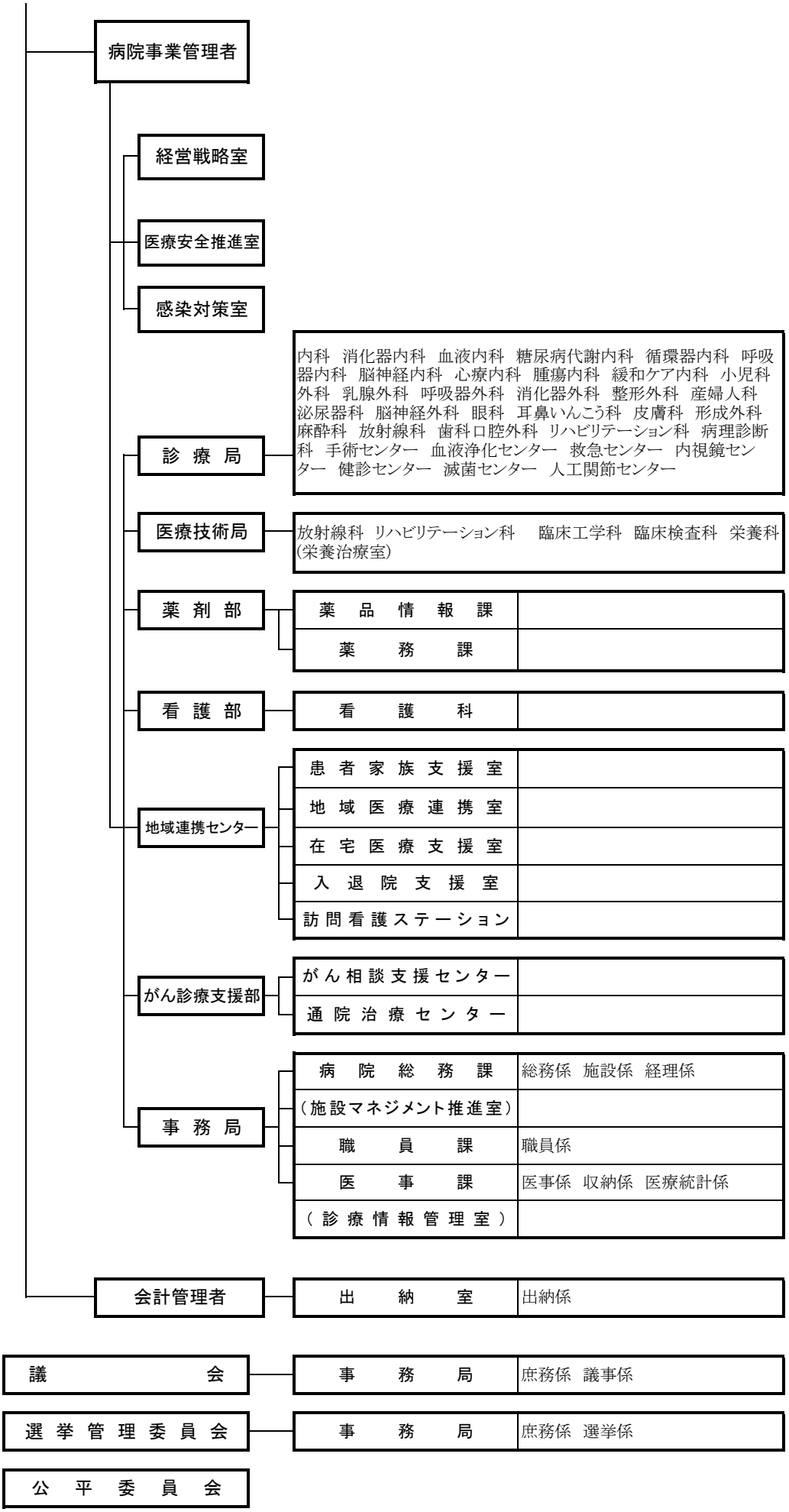
病院事業管理者
経営戦略室
医療安全推進室
感染対策室
診療局
内科 消化器内科 血液内科 糖尿病代謝内科 循環器内科 呼吸器内科 脳神経内科 心療内科 腫瘍内科 緩和ケア内科 小児科 外科 乳腺外科 呼吸器外科 消化器外科 整形外科 産婦人科 泌尿器科 脳神経外科 眼科 耳鼻いんこう科 皮膚科 形成外科 麻酔科 放射線科 歯科口腔外科 リハビリテーション科 病理診断科 手術センター 血液浄化センター 救急センター 内視鏡センター 健診センター 滅菌センター 人工関節センター
医療技術局
放射線科 リハビリテーション科 臨床工学科 臨床検査科 栄養科 (栄養治療室)
薬剤部
薬品情報課
薬務課
看護部
看護科
地域連携センター
患者家族支援室
地域医療連携室
在宅医療支援室
入退院支援室
訪問看護ステーション
がん診療支援部
がん相談支援センター
通院治療センター
事務局
病院総務課
総務係 施設係 経理係
(施設マネジメント推進室)
職員課
職員係
医事課
医事係 収納係 医療統計係
(診療情報管理室)
会計管理者
出納室
出納係
議会
事務局
庶務係 議事係
選挙管理委員会
事務局
庶務係 選挙係
公平委員会

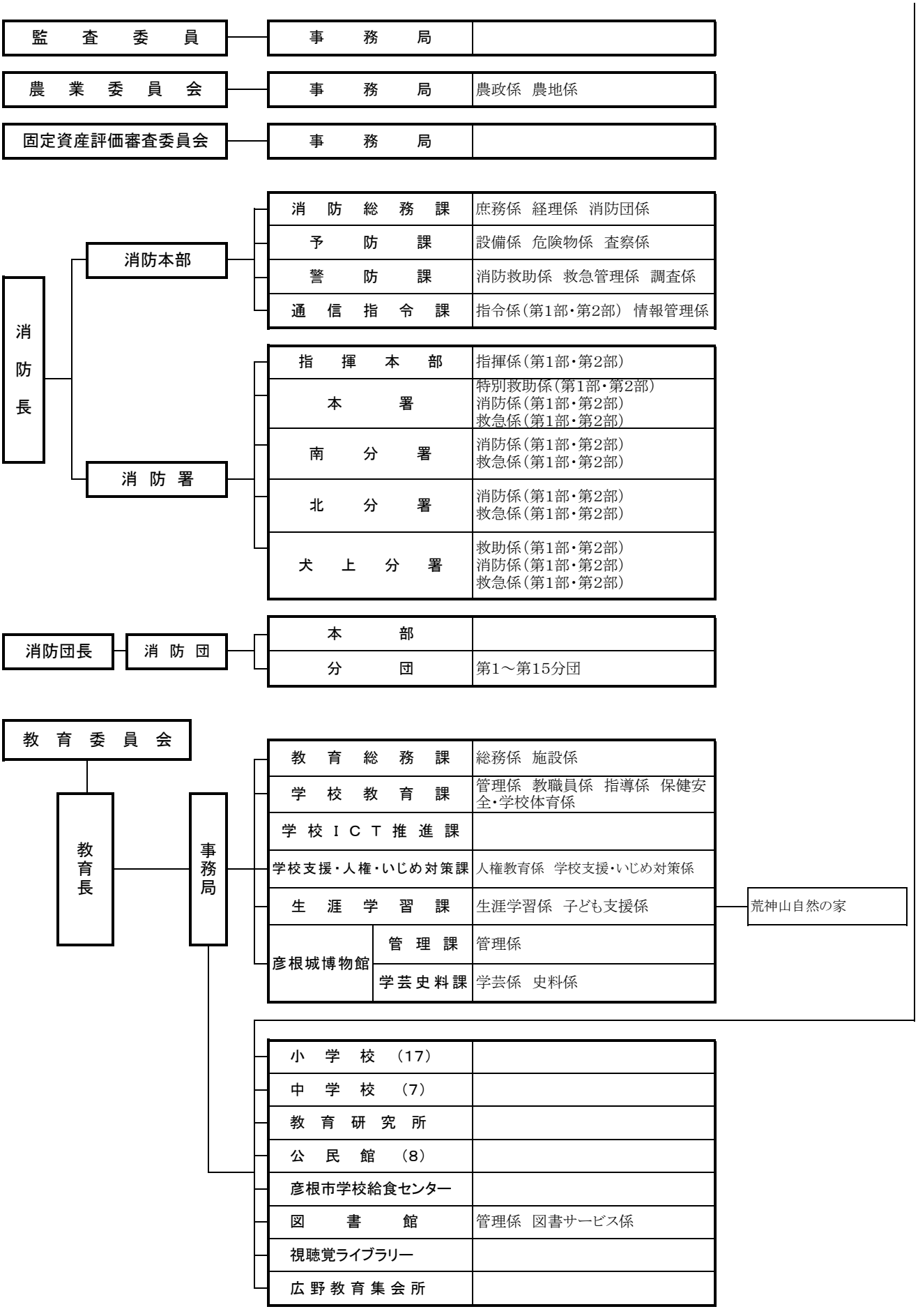
監査委員
事務局
農業委員会
事務局
農政係 農地係
固定資産評価審査委員会
事務局
消防長
消防本部
消防総務課
庶務係 経理係 消防団係
予防課
設備係 危険物係 査察係
警防課
消防救助係 救急管理係 調査係
通信指令課
指令係(第1部・第2部) 情報管理係
消防署
指揮本部
指揮係(第1部・第2部)
本署
特別救助係(第1部・第2部)
消防係(第1部・第2部)
救急係(第1部・第2部)
南分署
消防係(第1部・第2部)
救急係(第1部・第2部)
北分署
消防係(第1部・第2部)
救急係(第1部・第2部)
犬上分署
救助係(第1部・第2部)
消防係(第1部・第2部)
救急係(第1部・第2部)
消防団長
消防団
本部
分団
第1～第15分団
教育委員会
教育長
事務局
教育総務課
総務係 施設係
学校教育課
管理係 教職員係 指導係 保健安全・学校体育係
学校ICT推進課
学校支援・人権・いじめ対策課
人権教育係 学校支援・いじめ対策係
生涯学習課
生涯学習係 子ども支援係
荒神山自然の家
彦根城博物館
管理課
管理係
学芸史料課
学芸係 史料係
小学校 (17)
中学校 (7)
教育研究所
公民館 (8)
彦根市学校給食センター
図書館
管理係 図書サービス係
視聴覚ライブラリー
広野教育集会所

【 関 係 団 体 】

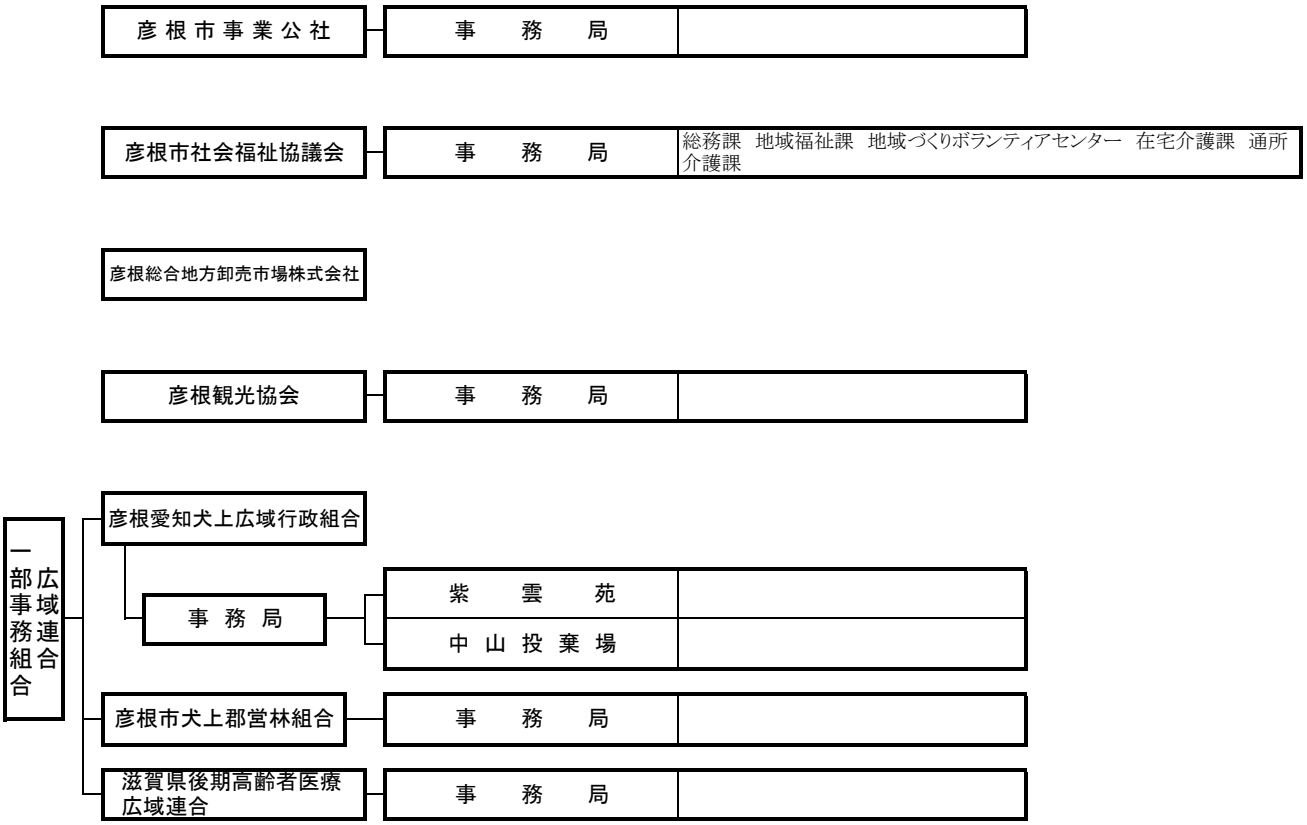

※老人福祉センター

中老人福祉センター・南老人福祉センター・北老人福祉センター

※デイサービスセンター・グループホーム

南デイサービスセンター・北デイサービスセンター・佐和山デイサービスセンター・デイサービスセンターきらら・ふたばデイサービスセンター・グループホームゆうゆう

※小学校

城東小学校・城西小学校・城南小学校・平田小学校・城北小学校・佐和山小学校・旭森小学校・城陽小学校・若葉小学校・金城小学校・鳥居本小学校・河瀬小学校・亀山小学校・高宮小学校・稲枝東小学校・稲枝西小学校・稲枝北小学校

※中学校

東中学校・西中学校・中央中学校・南中学校・彦根中学校・鳥居本中学校・稲枝中学校

※幼稚園

彦根幼稚園・高宮幼稚園・稲枝東幼稚園・旭森幼稚園・城北幼稚園・金城幼稚園・佐和山幼稚園・城陽幼稚園

※公民館

稲枝地区公民館・西地区公民館・東地区公民館・旭森地区公民館・河瀬地区公民館・中地区公民館・鳥居本地区公民館・南地区公民館

次期彦根市総合計画基本計画素案（案）

第1部会

次期彦根市総合計画基本計画素案(案)	
第1章	誰もがその人らしく生き生きと暮らすまち
分野1	人権・多文化共生
施策1	**人権尊重のまちづくりの推進**

現状と課題	※施策に関する現状と課題を簡潔に文章化
	◇市民の人権意識は徐々に高まると同時に、人権問題に対する理解と認識は着実な広まりと深まりを見せていますが、一方、部落差別をはじめとして、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人などに対する今なお誤った知識や偏見に基づく人権侵害は全国的には跡を絶たず、多くの課題を残しています。また、社会情勢の変化に応じて、災害や疫病、インターネット、性の多様性などに関連した新たな人権問題が発生しており、これらの様々な人権課題にも対応していく必要があります。 ◇地域、学校、企業等において人権教育・人権啓発活動に取り組んでいますが、急激な社会情勢の変革や新たな人権課題に対応するため、内容や手法の一層の工夫を図りつつ、人権教育・人権啓発を充実する必要があります。 ◇幅広い人権教育・人権啓発を展開するためには、市民自らが企画し、呼びかけを行うといった自主的・主体的な参画を促進する必要があります。 ◇市民ニーズに沿った柔軟な人権教育・人権啓発の展開が求められていることから、様々な考え方や視点を持ち、先進的な取組事例などの情報把握に努め、適切な情報提供を行う必要があります。 ◇人権侵害を受けた人、あるいは人権侵害を受ける恐れのある人が、一人で悩むのではなく、身近なところで解決方策について、安心かつ容易に相談できる体制や支援体制の整備・充実を図っていく必要があります。 ◇同和対策については、教育、就労などの分野においてなお課題が残されており、地域の状況や事業の必要性を的確に把握し、その解決に向けて取り組む必要があります。また、地域総合センターにおいては、住民交流を促進し、開かれた地域社会づくりに努めるとともに、教育・文化活動などの施策に加え、高齢者や障害のある人を対象とした福祉活動の充実に努めていく必要があります。 ◇あらゆる人権分野において、取り組むべき主要課題とその解決に向けた方向性を明らかにした「彦根市人権施策基本方針」の実現に向けて、総合的・重点的に取り組む必要があります。

12.年後の姿	※12年後(令和15年度(2033年度))、「どのような状態」にしていくのかを記載
	市民一人ひとりの人権が尊重されることにより多様性を享受し、それぞれの個性や考え方を互いに認め合い、誰もが自分らしく輝きながら、夢や希望をもって安心して暮らせるまちをめざします。

4年後の目標	※12年後のめざす姿からバックキャストして4年後(令和7年度(2025年度))の(中間)目標を設定			
	市民一人ひとりが自らの課題として捉え、研修や学習に自らが積極的に取り組む人権啓発や人権教育活動が活発なまちをめざします。			
指標	※4年後の姿を測るためのアウトカム指標の候補、計測方法、基準値、目標値			
	指標名	指標の計測方法	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
	市民意識調査結果において、「彦根市が「人権を尊び、お互いに助けあい、信頼しあうまちである」について「そう思う」「どちらかといえばそう思う」 と答える人の割合	人権のまちづくり懇談会に参加した市民向けにアンケート調査を毎年実施する	35.0%	50.0%

第1章	誰もがその人らしく生き生きと暮らすまち
分野1	人権・多文化共生
施策1	**人権尊重のまちづくりの推進**

主な取組	※市が中心となって進める取組名(主要な事業)と内容および担当課		
	取組名	内容	担当課
	人権意識の高揚	◇市民一人ひとりの人権意識の高揚と人権の意義や価値について理解を深め、あわせて全ての人の人権を尊重する態度や行動を身につけるため、地域、家庭、職場、学校などあらゆる場や機会をとらえた人権教育・人権啓発を推進します。 ◇市民自らが人権教育・人権啓発事業を企画し、市民に呼びかけを行うなど、各種団体等による自主的・主体的な取組を支援するとともに、様々な団体等に対して積極的に情報を提供できるよう、人権教育・人権啓発に関する情報収集や提供機能の充実に努めます。	全所属
	人権擁護の充実	◇市民が人権侵害等に直面したとき、自らが主体的に解決できるよう、人権擁護に関する様々な支援情報を収集し、効果的な情報提供に努めます。 ◇国における人権救済に関する法整備の動向を注視しながら、市民が安心・信頼し、気軽に相談できる体制や支援体制の充実に向け、国や県等の専門機関と密接な連携を図ります。	人権政策課
	人権・同和対策の推進	◇地域内の中小企業の経営基盤の安定と農林水産業の振興が図られるよう支援に努め、職業相談事業等の安定就労に向けた取組を進めます。 ◇地域総合センターを、住民福祉の向上ならびに人権啓発、住民交流の拠点施設となるコミュニティセンターとして位置づけ、児童生徒の学力向上や進路指導の充実を図るとともに、人権をはじめとする相談体制の充実に努めます。また、仲間づくり・人づくりを推進し、地域の自主的な活動を通じて文化活動を進めます。	農林水産課 地域経済振興課 人権・福祉交流会館 広野教育集会所
	人権尊重都市の具現化	◇「人権が尊重されるまち彦根をつくる条例」に基づき、市民一人ひとりの人権が尊重されるまちの実現に向けて、「彦根市人権施策基本方針」に掲げる諸施策を総合的に推進します。	人権政策課
	平和・核兵器廃絶都市の推進	◇平和の尊さを市民一人ひとりが認識するため、「核兵器廃絶都市宣言」に基づく啓発活動を推進します。	総務課
	※多様な主体との連携による取組		
	◇様々な人権問題は社会全体の課題であり、市民一人ひとりが自らの課題として捉え、人権のまちづくり懇談会の開催や企業研修の実施等について、市民・各種団体がより積極的に取り組まれるよう支援します。 ◇福祉をはじめ様々な分野に及んでいるＮＰＯやボランティア団体の活動が、人権問題への取組にも拡大されるように支援します。		

関連する個別計画	

次期彦根市総合計画基本計画素案(案)	
第1章	誰もがその人らしく生き生きと暮らすまち
分野1	人権・多文化共生
施策2	**男女共同参画社会づくりの推進**

	※施策に関する現状と課題を簡潔に文章化
現状と課題	◇彦根市男女共同参画計画「男女共同参画ひこねかがやきプランⅡ(改定版)」に基づき、男女共同参画社会の実現に向け、各種施策事業を進めています。 ◇上記計画が令和3年度末で計画期間の終期を迎えることから、現在、次期計画策定に向け、検討を進めているところです。 ◇令和元年度に実施した市民意識調査からは、多くの場面で、男女共同参画が望ましいとする意見が多く、男女共同参画についての認識、必要性は、定着しつつあることが確認できた一方で、家事労働に費やす時間では、女性の方が多く、企業においては、女性の管理職登用が少なく、平均給与収入額においても男性と女性では差がある、地域活動では役員に選ばれる性に偏りがあるなど、意識と実態にはまだまだ差があることが課題として浮き彫りになり、今後、より男女共同参画を実感できる社会となる施策事業を展開する必要があります。

	※12年後(令和15年度(2033年度))、「どのような状態」にしていくのかを記載
12.年後の姿	「自分らしく　あなたらしく　共に認め　共に担い　一人ひとりの輝きがみえるまち　ひこね」(次期男女共同参画計画における「めざす将来像」案)をめざします。 ◇「自分らしく　あなたらしく」とは、性別にかかわらず、社会のあらゆる場で、誰もが互いの個性を尊重し、社会に対する責任を共に担い、共に支え合う男女共同参画社会を実現することです。 ◇「共に認め　共に担い」とは、性別にかかわらず、社会のあらゆる場で対等に参画すること、多様性の中で信頼とパートナーシップの精神を育み、すべての人々のあらゆる暴力を排除して、誰もが安心して暮らせることです。

	※12年後のめざす姿からバックキャストして4年後(令和7年度(2025年度))の(中間)目標を設定
4年後の目標	◇家庭・地域・教育の場で、男女が共に支え合い、誰もが生涯を通じて生き生きと暮らせる男女共同参画社会をめざします。 ◇誰もが、豊かな暮らしの実感を得ることができるよう、ワーク◇ライフ◇バランスを実現し、働く場での男女共同参画をめざします。 ◇誰もが、基本的人権を尊重し、認め合い、性別による差別や様々なハラスメントを受けることのない、安心できる男女共同参画社会をめざします。

指標

※4年後の姿を測るためのアウトカム指標の候補、計測方法、基準値、目標値

指標名	指標の計測方法	基準値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
出前講座の開催数(自治会・団体・事業所)【合算累計】	出前講座申込数の把握(男女共同参画計画指標)	98	男女共同参画審議会にて審議中
市の審議会等における女性委員の割合	各課照会(男女共同参画計画指標)	26.3%	男女共同参画審議会にて審議中

第1章	誰もがその人らしく生き生きと暮らすまち
分野1	人権・多文化共生
施策2	**男女共同参画社会づくりの推進**

主な取組	※市が中心となって進める取組名(主要な事業)と内容および担当課		
	取組名	内容	担当課
	出前講座の開催	◇出前講座等により自治会、地域、事業所での男女共同参画の推進支援を行います。	企画課
	市の審議会等への女性の登用推進	◇女性委員の比率が低い審議会等においては、クォータ制の導入や改選時に事前協議するなど、女性登用の推進を図ります。	人事課 全庁
	女性人材バンクの活用	◇審議会・委員会等への女性の登用の推進を図るため、女性人材バンクを設置し、活用します。	企画課
	※多様な主体との連携による取組		
	◇彦根市男女共同参画地域推進員を設置し、市、市民、事業者(自治会等含む)と連携しながら、企業や地域等で取り組まれる男女共同参画活動を支援します。 ◇男女共同参画センター「ウィズ」は、男女共同参画を学び、啓発・推進するための拠点施設であり、市民がいつでも、気軽に利用できるよう支援します。		

関連する個別計画	◇彦根市男女共同参画計画「男女共同参画ひこねかがやきプランⅢ(仮称)」(現在策定中) ◇彦根市男女共同参画計画「男女共同参画ひこねかがやきプランⅡ」

次期彦根市総合計画基本計画素案(案)	
第1章	誰もがその人らしく生き生きと暮らすまち
分野1	人権・多文化共生
施策3	**多文化共生のまちづくりの推進**

	※施策に関する現状と課題を簡潔に文章化
現状と課題	◇本市では在留外国人が増加していますが、コミュニケーション不足や文化の違いに起因する問題に直面している世帯もあり、地域で孤立しがちであることから外国人住民の生活を支援する体制づくりが必要です。 ◇窓口への通訳配置、行政資料の多言語化など外国人住民への行政サービスを行ってきましたが、国籍・地域が多様化していることから多言語化のみに頼ることなく、やさしい日本語や図、動画などを使用して理解しやすい情報を発信が必要です。 ◇外国人住民の親子の間で、言語(母語)によるコミュニケーションができにくいという状況に悩みをもつ世帯もあるため、言語の学習を支援する活動を進める必要があります。 ◇外国人児童・生徒等に対する、さらなる日本語指導や相談活動の充実を図る必要があります。 ◇社会のグローバル化により、異なる文化との共存や国際協力の推進が求められる中、広い視野をもって異文化を理解し、共に生きていこうとする教育活動を進める必要があります。 ◇外国人住民、日本人住民が同じ市民として多様な価値観を認め合い、お互いの理解と尊重のもとに市民、市民団体、企業等各種団体と行政が協働して多文化共生のまちづくりを計画的かつ総合的に展開するため、「第2次彦根市多文化共生推進プラン」に沿って効果的に事業を遂行する必要があります。

	※12年後(令和15年度(2033年度))、「どのような状態」にしていくのかを記載
12.年後の姿	市民一人ひとりが、国籍や民族などによる文化的違いや多様な価値観を認め合いながら、対等な関係で支え合う地域づくりを進めることで「ともにいきいきと暮らせるまち　ひこね」の実現をめざします。

	※12年後のめざす姿からバックキャストして4年後(令和7年度(2025年度))の(中間)目標を設定
4年後の目標	◇市民一人ひとりが、国籍や民族などによる文化的違いや多様な価値観を認め合いながら、共に安心して暮らすことができる多文化共生社会をめざします。 ◇外国人住民も地域社会の構成員であるとの認識が広がることで、市民一人ひとりが多文化共生意識を持ち、共に協力し、共にいきいきと活躍できる地域づくりをめざします。 ◇外国人住民を支援するサポーターの登録を増やし、言語や生活習慣の違いによる様々な問題について支援するしくみを構築することで、外国人住民がより暮らしやすくなることをめざします。

指標	※4年後の姿を測るためのアウトカム指標の候補、計測方法、基準値、目標値			
	指標名	指標の計測方法	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
	多文化共生サポーター登録者数	登録者を台帳で管理し把握	63	81

第1章	誰もがその人らしく生き生きと暮らすまち
分野1	人権・多文化共生
施策3	**多文化共生のまちづくりの推進**

主な取組	※市が中心となって進める取組名(主要な事業)と内容および担当課		
	取組名	内容	担当課
	コミュニケーション支援(コトバとココロがつながる関係づくり)	◇外国人住民も等しく必要な情報や行政サービスが受けられるように、多元的な方法をとるなど情報提供を充実します。 ◇日本で暮らしていくために必要な生活言語として、外国人住民に対して日本語の学習機会を幅広く提供することが求められていることから、日本語や日本文化などについて学べるよう、継続的な日本語教室の運営を推進します。	人権政策課
	安心して生活するための環境づくり	◇外国人住民が安心して生活できるように、日常生活に関する相談体制の充実、医療や緊急・災害時の情報提供の仕組みの整備など、在住外国人への生活支援の充実を図ります。	人権政策課
	啓発、教育の充実	◇外国人住民に対する差別や偏見をなくすとともに、多様な背景をもった人々がそれぞれの文化を認め尊重しつつ、ともに暮らす社会をめざすための啓発、教育を充実します。	人権政策課、学校支援・人権・いじめ対策課
	多文化共生の地域づくり	◇外国人住民および関係者との連携を密にし、変化し続ける需要に即応した対策がとれる体制を整えます。 ◇多文化共生サポーターを広く募集し、サポーターの連携によって、諸分野の活動を推進します。	人権政策課
	※多様な主体との連携による取組		
	◇外国人住民モニターを通じて外国人住民の声を市の施策に反映させるなどして、外国人住民の暮らしを支援します。 ◇日本語ボランティアや市民団体による日本語教室の定期的、継続的な開催を充実させるために必要な支援を行います。 ◇自治会や町内活動の取組において、外国人住民の参画が進むよう翻訳などの支援をします。 ◇関係機関、市民団体などと連携し、災害時の外国人被災者への支援体制を充実させます。		

関連する個別計画	第2次彦根市多文化共生推進プラン

次期彦根市総合計画基本計画素案(案)	
第1章	誰もがその人らしく生き生きと暮らすまち
分野1	人権・多文化共生
施策4	**国際交流の推進**

	※施策に関する現状と課題を簡潔に文章化
現状と課題	◇本市は米国ミシガン州アナーバー市および中国湖南省湘潭市と姉妹(友好)都市提携を行い、中学生交流団や市民使節団の相互派遣などを中心に幅広い都市間交流を進めてきました。これまでの交流の経過を踏まえ、今後は交流の質的向上が必要です。 ◇東京オリンピック・パラリンピックのホストタウンを契機としたスペインセゴビア市との交流、および世界遺産都市であるジョージア国ムツヘタ市との交流など、新たな切り口での国際交流を進めることで、本市の文化、スポーツ、観光などにおける様々な施策を強化する必要があります。

	※12年後(令和15年度(2033年度))、「どのような状態」にしていくのかを記載
12.年後の姿	国際感覚豊かな市民が増えることで、外国人への理解が深まり、地域の国際化が進展することをめざします。

	※12年後のめざす姿からバックキャストして4年後(令和7年度(2025年度))の(中間)目標を設定
4年後の目標	・姉妹都市米国ミシガン州アナーバー市および中国湖南省湘潭市との中学生相互派遣交流を進めることで、市民の国際感覚の向上を図ります。 ・スペインセゴビア市およびジョージア国ムツヘタ市との具体的な交流を実現することで、本市の国際化を進めます。

※4年後の姿を測るためのアウトカム指標の候補、計測方法、基準値、目標値

指標名	指標の計測方法	基準値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
姉妹都市・友好都市交流派遣事業の参加市民数	実績	342	416

第1章	誰もがその人らしく生き生きと暮らすまち
分野1	人権・多文化共生
施策4	**国際交流の推進**

主な取組

※市が中心となって進める取組名(主要な事業)と内容および担当課

取組名	内容	担当課
国際交流推進事業	◇国際交流サロンを運営し、国際交流の拠点づくりを進めます。 ◇スペインセゴビア市ならびにジョージア国ムツヘタ市との交流を進めます。	シティプロモーション推進課
中国湘潭市交流事業	◇中学生の相互派遣ならびに湘潭市からの派遣団の受入れなどを行い、市民間交流を推進します。	シティプロモーション推進課
国際親善事業	◇米国ミシガン州親善派遣団の受入れなどを行い、アナーバー市との交流関係強化を図ります。	シティプロモーション推進課
国際親善事業	◇米国ミシガン州アナーバー市への中学生派遣事業を行います。	学校支援・人権・いじめ対策課

※多様な主体との連携による取組

関連する個別計画

次期彦根市総合計画基本計画素案(案)	
第1章	誰もがその人らしく生き生きと暮らすまち
分野2	健康・福祉・医療・生涯学習
施策1	**健康づくりの推進**

	※施策に関する現状と課題を簡潔に文章化
現状と課題	◇少子化、核家族化の進展に伴い、身近に子育てについての相談をする人が少ないことや、子どもの健やかな発達や育児不安の軽減が求められています。このため、安心して妊娠・出産・育児ができるよう支援していくとともに、若年妊娠や高齢出産に係る支援もしていく必要があります。 ◇不規則な生活や運動不足、欠食や食べ過ぎ、栄養バランスの偏り、さらには仕事や人間関係によるストレスなど様々な要因により生活習慣病や心の病が増加しています。このため、市民が食事、運動、休養(睡眠を含む。)などの生活習慣を見直し、正しい知識を身につけ、実践することができるよう、「ひこね元気計画21」(第3次)に基づいて健康づくりを推進していく必要があります。 ◇本市においても、悪性新生物(がん)、心疾患、脳血管疾患の3大死因による死亡数が、総死亡数の5割を占めています。これらの疾病の予防と早期発見、早期治療、重症化予防を行うなど、生活習慣病対策を充実させることが重要となっています。 ◇新型コロナウイルス感染症を含む様々な感染症は、流行の拡大や重症化に伴い、市民生活に支障を及ぼすため、予防や正しい理解への啓発が重要となっています。 ◇高齢化の進行や医療技術の高度化などにより医療費が年々増大しています。国民健康保険制度は、他の医療保険と比較して高齢者や低所得者など保険料の負担能力が低い人の加入割合が高いことに加え、失業による一時加入者の増加など構造的な問題を抱え、事業の運営は厳しさを増してきています。健全な運営を図っていくため、保険料収納率の向上や医療費適正化事業とともに、生活習慣病の予防に着目した特定健診、特定保健指導の実施などの被保険者の健康の保持増進に向けた保健事業の推進を図っていく必要があります。さらに、これらの健康・医療情報の分析に基づく効果的かつ効率的な保健事業実施計画(データヘルス計画)の事業実施、評価等に取り組んでいく必要があります。 ◇健康長寿社会を実現するためにも疾病分析に基づく健康づくり事業として、平成20年度から始まった特定健診と、その結果から行う特定保健指導が重要ですが、特に特定健診の新規受診者を増やし、毎年受診を定着させることが大切です。徐々に、受診率は上がってきましたが、新型コロナウイルス感染症により、事業の縮小による受診減や受診控えがあり、受診率の回復が課題になっています。

	※12年後(令和15年度(2033年度))、「どのような状態」にしていくのかを記載
12.年後の姿	◇乳幼児の疾病や障害の早期発見、育児不安の軽減等、安心して子育てができるよう母子の健康づくりの支援に努めます。 ◇生活習慣の改善を図るため、栄養・バランスのとれた食事やライフステージに応じた正しい食生活が実践できるよう支援します。 ◇がん検診の受診率を向上させ、がんの早期発見、早期治療に努めます。 ◇感染症の発病や重症化の予防、まん延防止を目的に、予防接種を実施し、接種率の向上に努めます。 ◇国民健康保険は国民皆保険制度の中核を担う制度として、市民の医療を確保し、健康の保持増進が図られることをめざします。 ◇特定健診の受診率を上げる取組を進め、多くの人の健康の保持増進を図り、健康寿命の延伸をめざします。 ◇健康に対する意識を高め、疾病の予防に努めるために毎年、特定健診を実施するとともに「健康づくり」に市民等が積極的に参加されることをめざします。

第1章	誰もがその人らしく生き生きと暮らすまち
分野2	健康・福祉・医療・生涯学習
施策1	**健康づくりの推進**

4年後の目標

※12年後のめざす姿からバックキャストして4年後(令和7年度(2025年度))の(中間)目標を設定

夜9時までに寝ている子ども(3歳6ヶ月児)の増加をめざします。
メタボリックシンドローム該当者等の割合の減少をめざします。
特定健診受診率を上げる取組を進め、70%をめざします。

指標

※4年後の姿を測るためのアウトカム指標の候補、計測方法、基準値、目標値

指標名	指標の計測方法	基準値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
夜9時までに寝ている子どもの割合	3歳6ヶ月児健康診査問診票	57.1	61.5
特定健康診査受診者のメタボリックリックシンドローム該当者および予備軍の割合		男性32.5 女性 9.8	男性25.8 女性 8.7
特定健診受診率	受診者統計	43	55

主な取組

※市が中心となって進める取組名(主要な事業)と内容および担当課

取組名	内容	担当課
健康づくりの推進	◇安心して妊娠・出産・育児ができるよう支援を行います。 ◇市民の健康診査の受診率向上のための支援を行います。 ◇感染症拡大防止に係る、予防接種の接種率向上のための支援を行います。	健康推進課
保健事業の推進	◇健康・医療情報の分析に基づく、PDCAマネジメントサイクルに沿った保健事業実施計画(データヘルス計画)により効果的・効率的な事業実施に努めます。 ◇国民健康保険被保険者等の健康の保持増進を図るため、関係機関との連携を図りながら特定健診や病気の早期発見のための取組を推進するとともに、特定保健指導や適正受診等の指導に努めます。	健康推進課 保険年金課

※多様な主体との連携による取組

市内医療機関や健康づくり財団と連携し、妊婦、乳幼児から高齢者までの各種健康診査の個人負担を軽減します。
ひこね元気クラブ21と連携し、市民の生活習慣病予防等をはかるため、市民への食生活の改善・運動の実践などの活動を支援します。

関連する個別計画

ひこね元気計画21(第3次)
第2期彦根市国民健康保険データヘルス計画
第3期彦根市特定健康診査等実施計画
第6次彦根市国民健康保険事業中期計画

次期彦根市総合計画基本計画素案(案)	
第1章	誰もがその人らしく生き生きと暮らすまち
分野2	健康・福祉・医療・生涯学習
施策2	**地域福祉体制・生活支援体制の充実**

	※施策に関する現状と課題を簡潔に文章化
現状と課題	【地域福祉体制】 ◇少子高齢化や単身世帯の増加などにより、地域での人のつながりがますます希薄になってきており、令和22年(2040年)にはいわゆる「団塊ジュニア」世代が65歳以上となって高齢者人口がピークに達し、85歳以上が高齢人口の3割を占め、困窮化、孤立化、認知症の増加などの問題がより深刻化すると予測されます。 ◇令和2年6月に社会福祉法が一部改正され、「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現をめざして行われなければならない」として、地域福祉を推進する際のめざすべき社会像(理念)として「地域共生社会」が規定されました。 ◇同法において高齢者、障害、子ども、生活困窮の相談支援等、既存の取組や地域資源を生かしつつ、住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が明示され、重層的なセーフティネットを強化するための新たな事業として、令和3年度から「断らない相談支援」、「参加支援(社会とのつながりや参加の支援)」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」が創設されたことに伴い、関係機関や関係団体との今まで以上の連携やつながりを構築する必要があります。また、地域の絆の再構築や地域福祉を支える人材を育成する必要があります。 ◇地域福祉活動など社会福祉の推進を図る役割を担う彦根市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)には、自治会、学区(地区)社会福祉協議会、民生委員・児童委員等と連携した市民参加による地域福祉活動を促進するサポート機能の強化とともに、主体的に地域福祉活動を展開していくことが求められており、引き続き活動を支援していく必要があります。 ◇地域住民の問題が複雑化する中で、地域における身近な相談役としての役割を担う民生委員・児童委員の活動を支援していく必要があります。このため、民生委員児童委員協議会や彦根市民生委員児童委員協議会連合会が自治会や福祉関係団体等、市社協と協働して取り組む地域福祉活動を支援する必要があります。 【生活支援体制】 ◇全国的・全県的に生活保護世帯(者)が増加している中にあって、本市においても生活保護の相談・申請件数は高い水準で推移しています。このため、初期の相談体制の整備や被保護世帯への訪問活動、被保護世帯(者)ごとの自立の助長等の業務遂行は重要です。このため、初期の相談に対応し、相談者が抱える問題等を整理し、生活保護申請だけでなく、必要なサービスにつなげたり、助言や支援を行う面接相談員や就労支援員、就労意欲喚起支援員、制度活用支援員、学力向上サポーターを配置し、生活保護担当ケースワーカーの支援業務と連動させることで、被保護世帯(者)の自立の助長を促進し、生活保護制度の適正実施を図っていくことが必要です。 ◇生活保護制度は、自身が持てる能力の発揮や他法他施策の活用など、社会保障制度をはじめ、他の制度がそれぞれ機能していることを前提とし、それらの制度では支えることのできない人の最低限度の生活を保障するもので、国においてはセーフティネット支援対策等の事業によって制度の適正実施や体制整備等が図れるよう行政支援が実施されてきました。また、平成27年4月からは生活困窮者自立支援法が施行され、生活保護に至る前の段階から生活困窮者を支える相談支援体制等の整備が求められており、行政機関内の横断的な体制整備と生活困窮者が活用できる雇用、社会保障制度などをはじめ各分野における社会資源との連携や開拓が必要となっています。 　今日、相談者の多くは、経済不況による離職者だけでなく、傷病や離婚等による生活困窮世帯も増えており、その背景に年金などの社会保障制度の問題、扶養関係の希薄化や多重債務、消費生活の問題など多様な要因を抱えています。

	※12年後(令和15年度(2033年度))、「どのような状態」にしていくのかを記載
12.年後の姿	地域福祉計画の基本理念である「支え合い　信頼しあい　つながりあえるまち　彦根」のもと、一人ひとりが安心して地域で暮らせるまちをめざします

第1章	誰もがその人らしく生き生きと暮らすまち
分野2	健康・福祉・医療・生涯学習
施策2	**地域福祉体制・生活支援体制の充実**

4年後の目標

※12年後のめざす姿からバックキャストして4年後(令和7年度(2025年度))の(中間)目標を設定

◇関係機関のネットワークの強化を行い、重層的支援体制の整備をめざします。
◇市社協との連携や支援により、地域内のつながりの強化や、地域福祉を支える人材(ボランティア等)の育成をめざします。
◇民生委員・児童委員をはじめとした各関係機関との連携により、地域課題や要支援者の早期発見をめざします。
◇災害時に何らかの支援が必要な方に地域での支援が行えるよう、災害時避難行動要支援者制度の更なる推進をめざします。

指標

※4年後の姿を測るためのアウトカム指標の候補、計測方法、基準値、目標値

指標名	指標の計測方法	基準値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
地域住民主体による「丸ごと」の地域づくり実施学区数	計画期間中に実施した学区	2	14
災害時避難行動要支援者制度の推進に向けた取組を行う自治会数	単年度ごとの取組自治会数	2	60
彦根市等に登録するボランティアの登録人数	年度末での登録人数	755	5,000

主な取組

※市が中心となって進める取組名(主要な事業)と内容および担当課

取組名	内容	担当課
関係機関とのネットワークの構築やアウトリーチ体制の整備	◇介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野の相談支援機関間および民生委員・児童委員等の連携等ネットワークの構築を行います。	社会福祉課
地域福祉活動への支援	◇市社協が行う地域福祉活動に資する事業を支援します。 ・災害時避難行動要支援者制度の推進 ・人件費の助成 ◇民生委員・児童委員の活動を支援します。 ・民生委員児童員協議会連合会および各単位民生委員児童委員協議会への助成 ・民生委員のなり手不足解消に向けた検討委員会への出席	社会福祉課
地域福祉を支える人材(リーダー)の育成および市民参加の促進	◇地域の福祉課題に対する住民の理解と関心を高めることなどを目的にした市社協の各種事業を支援します。 ・いきいき安心推進事業 ・ボランティア団体・福祉団体への活動助成 ・福祉の出前講座・福祉教育の実施事業 ・地域防災体制づくりの基礎講座や災害ボランティアの育成 ・多機関コーディネート機能の強化	社会福祉課

※多様な主体との連携による取組

社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、各種支援団体等と連携し、各種事業を支援します。

関連する個別計画

現行計画：第2次彦根市地域福祉計画(H29～R3)
時期計画：第3次彦根市地域福祉計画(R4～R8)

次期彦根市総合計画基本計画素案(案)	
第1章	誰もがその人らしく生き生きと暮らすまち
分野2	健康・福祉・医療・生涯学習
施策3	**障害者(児)福祉の推進**

	※施策に関する現状と課題を簡潔に文章化
現状と課題	◇障害のある人にとって住みよい生活環境をめざして、ユニバーサルデザインに基づき、交通環境や住環境、情報環境、公共的空間において障害に応じたさまざまなバリアフリー化の配慮がされたまちづくりをさらに進める必要があります。また、災害時避難行動要支援者対策等を充実させる必要があります。 ◇子どもたち一人ひとりの多様な障害特性に応じた適切な療育や教育を、乳幼児期から成人期までの各ライフステージにおいて一貫して提供する仕組づくりが必要です。そのためにも、発達障害を含む障害について早期把握、早期対応の推進と支援内容の一層の充実が求められます。 ◇発達障害や発達特性のある人は増加傾向にあり、発達障害の特性が表出する時期や程度には個人差があります。特に、発達障害の人は、乳幼児期からの適切かつ継続的な支援および周囲の正しい理解を得ることで個性を伸ばし、自分の特性と付き合いながら生活していくことができます。そのためには、発達障害に対しての早期発見、早期対応、相談・支援の継続した体制が求められます。 ◇障害のある人が自立し、人生の各段階に応じた必要な支援を継続的に受けながら、安心して生活できるよう、自立支援サービス、地域生活支援サービス提供の基盤強化と障害者福祉を支える人材の確保を恒常的に進める必要があります。また、本人や介助家族の高齢化への対応、発達障害や難病、重度障害のある人などのさまざまなニーズに合わせ、多様なサービスの提供体制を確保するとともに利用要件等を見直すなど柔軟な対応が求められます。 ◇障害のある人の社会参加の更なる促進に向けて日中活動や余暇活動の支援など、本人の希望や能力に応じながら、さまざまな社会参加を支援していく必要があります。また、就労相談の充実、企業への啓発、就労へ向けた訓練の充実、就労機会の確保および福祉的就労環境の充実に向けた取組を進め、進路相談から福祉的就労や一般就労に至る支援の連続性のある新体制を確立する必要があります。 ◇地域社会において、障害のある人の生活が保障されるためには、障害のある人とその家族が身近な地域で気軽に相談できる総合的な相談窓口サービス体制の充実と一人ひとりの特徴やニーズに応じた支援を行えるよう、相談員の更なる資質の向上が必要です。また、サービス等に関するきめ細かでわかりやすい情報提供の充実が求められています。障害や障害のある人についての市民の理解を深め、だれもが障害の有無や年齢に関係なく地域社会に参加でき、共に支えあい助けあうことのできるまちづくりをめざす必要があります。 ◇湖東圏域の1市4町と、湖東地域障害者自立支援協議会が中心となって、障害福祉サービス事業所や関係機関、市民団体等とともに連携し、障害のある人一人ひとりのニーズや専門的なケア、地域での見守りなどに応える総合的な地域ケアの仕組みをさらに充実させる必要があります。

12.年後の姿	※12年後(令和15年度(2033年度))、「どのような状態」にしていくのかを記載
	「みんながともに支えあい 安心して暮らせるあたたかいまち 彦根」をめざします。 (ひこね障害者まちづくりプラン 基本理念)

第1章	誰もがその人らしく生き生きと暮らすまち
分野2	健康・福祉・医療・生涯学習
施策3	**障害者(児)福祉の推進**

4年後の目標	※12年後のめざす姿からバックキャストして4年後(令和7年度(2025年度))の(中間)目標を設定			
	彦根市や障害福祉サービス事業所、市民が連携し、障害のある人一人ひとりを見守り、支援する地域づくりを進め、あらゆる市民が障害の有無に関わらず、教育、保健・医療、福祉、雇用、社会保障、余暇活動等の幅広い分野にわたって平等であり、安心して暮らし、社会参加を果たせるまちをめざします。			
指標	※4年後の姿を測るためのアウトカム指標の候補、計測方法、基準値、目標値			
	指標名	指標の計測方法	基準値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
	働き暮らし応援センター支援の新規就労者数(人)	働き暮らし応援センターの支援により新規に就労した障害者数(湖東福祉圏域内)	50	62
	圏域内指定相談支援事業所内の相談支援専門員数	障害者総合支援法や児童福祉法の規定により、指定特定相談支援事業者および指定障害児相談支援事業者内での計画相談員数	34	46

主な取組	※市が中心となって進める取組名(主要な事業)と内容および担当課		
	取組名	内容	担当課
	社会に参加し、いきいき暮らせる機会の充実	◇地域生活支援拠点等の機能の充実を進めます。 ◇障害のある人がより多くの市民との交流が深まるスポーツ活動の振興や機会の創出に取り組みます。スポーツ活動の運営等においては、地域住民等の参加を呼びかけるなど、障害のある人についての理解やボランティア育成が促進されるよう、幅広い観点から支援に努めます。 ◇就労をはじめ日中活動や社会参加に対するニーズを考慮し、自立支援給付の就労支援の提供などに努めます。	障害福祉課 スポーツ振興課
	ライフステージに合わせた連携と年齢に応じた一貫した支援体制づくり	◇療育や保育、教育、福祉、医療、労働の各分野と連携体制を図りながら、保護者支援を含めた相談・支援体制や各種事業の一層の充実に努めます。 ◇高齢障害者に対する課題等について協議する場の設置について検討を進めます。	障害福祉課 発達支援センター 関係各課
	身近で見守り支える体制づくり	◇日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援体制の充実に努めます。 ◇意思疎通支援を担うため、手話通訳や要約筆記などのコミュニケーション支援を行う人材の育成・確保に努めます。 ◇地域住民同士が支えあい、地域における見守りや福祉活動のネットワーク化を図り、障害のある人が安心して暮らせる地域をつくっていけるよう、市社会福祉協議会と連携し支援に努めます。	障害福祉課 社会福祉課

第1章	誰もがその人らしく生き生きと暮らすまち
分野2	健康・福祉・医療・生涯学習
施策3	**障害者(児)福祉の推進**

安心・安全の地域づくり	◇情報収集やコミュニケーション確保にハンディキャップがある聴覚・視覚障害のある人などの社会参加を促進するため、多様なコミュニケーション手段の活用を図るなど、『情報バリアフリー』(障害のある人も、容易に情報の入手や発信ができるようにすること)を推進します。 ◇安心・安全のまちづくりに地域ぐるみで協力し合い、日常生活で何らかの支援を要する障害のある人について、地域住民と市や警察等が連携した見守りと安心のネットワークの整備に努めます。	障害福祉課 関係各課

※多様な主体との連携による取組

◇市民や事業者、関係団体等と連携して、障害のある人や障害のある子どもが、社会に参加し、いきいき暮らせる機会の充実を図れるように取組を進めます。
◇障害のある人や子どもを、身近で見守り支えるために、地域住民や市社会福祉協議会と連携して支援に努めます。
◇障害のある人や子どもにとっての安心と安全の地域をつくるために、地域住民や警察や関係機関との連携を進めます。

関連する個別計画	ひこね障害者まちづくりプラン 第4期彦根市障害者計画 第6期彦根市障害福祉計画 第2期彦根市障害児福祉計画

次期彦根市総合計画基本計画素案(案)	
第1章	誰もがその人らしく生き生きと暮らすまち
分野2	健康・福祉・医療・生涯学習
施策4	**高齢者福祉の推進**

	※施策に関する現状と課題を簡潔に文章化
現状と課題	◇本市の65歳以上の高齢者人口は28,459人、高齢化率25.3%(令和2年10月1日現在)となっており、今後も高齢化がさらに進展していくことが予測されています。 団塊世代が75歳以上となる令和7年(2025年)はもとより、高齢者数がピークとなる令和22年(2040年)を見据え、健康寿命の延伸や医療・介護サービスの確保に取り組む必要があります。 ◇高齢者一人ひとりが生きがいや役割を持ち、地域の中で支え合いながら暮らすことができる社会を作っていく必要があります。 ◇高齢者の生活を支える介護保険サービスが適切に提供できるよう、地域密着型サービス基盤の整備および介護人材の確保に向けて取り組む必要があります。 ◇令和7年(2025年)には高齢者の5人に1人が認知症を有すると予測されています。認知症は誰にも起こりうる病気であり、早期発見・早期診断により重症化の予防につなげられるため、住民への普及啓発と見守り合いによる生活支援の充実など体制の整備を図っていく必要があります。

	※12年後(令和15年度(2033年度))、「どのような状態」にしていくのかを記載
12.年後の姿	◇多様な主体が支え合い、医療・介護・予防・住まい・生活支援のサービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」を実現することで、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちをめざします。

	※12年後のめざす姿からバックキャストして4年後(令和7年度(2025年度))の(中間)目標を設定
4年後の目標	◇市民の健康に対する意識を高め、効果的な介護予防・健康づくりを推進するとともに、多様な担い手による介護予防・生活支援サービスの推進により、要支援者の自立支援・重度化防止を図り、健康寿命の延伸をめざします。 ◇地域での多様な主体による活動を支援するとともに、住民主体の生活支援の仕組みづくりを推進し、高齢者が住み慣れた場所で暮らすことができるまちをめざします。 ◇適切な介護保険サービスを提供し、高齢者が安心して生活できるまちををめざします。 ◇認知症に対する正しい理解を深めていくことにより早期発見、早期対応につなげるとともに、認知症になっても誰もが安心して地域で暮らせるまちをめざします。 ◇地域包括支援センターをはじめとした関係機関のネットワークにより、地域に寄り添う包括的な支援体制をめざします。

指標

※4年後の姿を測るためのアウトカム指標の候補、計測方法、基準値、目標値

指標名	指標の計測方法	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
65歳以上人口に対する要介護等認定者数の割合	要介護等認定者数／65歳以上の人口	17.9	19.1
月1回以上開催される集いの場の設置数	集いの場(サロン)の箇所数	175	200

第1章	誰もがその人らしく生き生きと暮らすまち
分野2	健康・福祉・医療・生涯学習
施策4	**高齢者福祉の推進**

主な取組	※市が中心となって進める取組名(主要な事業)と内容および担当課		
	取組名	内容	担当課
	介護予防・健康づくりの推進	◇「コツコツ続ける金亀(根気)体操」を実施する自主グループを増やすなど、地域の身近な場所で介護予防を実践する仕組みづくりを推進します。 ◇75歳以上の後期高齢者を対象に、個別支援(ハイリスクアプローチ)と通いの場等での積極的な関与(ポピュレーションアプローチ)を併せた、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」を推進します。 ◇多様な介護予防・生活支援のニーズに対応し、専門的なサービスと住民主体のサービスの提供に努め、高齢者が自立した生活を送れるよう支援します。	医療福祉推進課
	高齢者の生きがいづくりの推進	◇社会参加を通じて、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、地域での主体的な活動を支援するとともに、見守り合いや集いの場づくりを促進し、地域における支え合いの体制整備に努めます。 ◇高齢者の豊かな経験と技術を生かし、地域の支え手として活躍できる機会の創出に向けた取組を推進します。	介護福祉課 医療福祉推進課
	持続可能な介護保険事業の運営	◇要介護等認定者の生活を支えるため、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づく地域密着型サービス基盤の整備に努めるとともに、介護人材の確保・育成に向けた取組を推進します。 ◇介護保険法に基づく介護保険制度の安定的な運営のため、保険料の収納率向上、給付の適正化を図り、財政運営の健全化に努めます。	介護福祉課 保険年金課 債権管理課
	包括的な支援体制の整備	◇地域包括支援センターをはじめ、地域住民や医療・介護に携わる多職種との連携により、包括的な相談支援体制の構築に取り組みます。 ◇認知症サポーター養成講座の実施などにより、認知症理解のための普及啓発に努め、地域で見守り合うネットワークづくりを推進します。	医療福祉推進課
	※多様な主体との連携による取組		
	◇高齢者の様々な活動の機会が創出されるよう、事業者や関係団体等の取組を支援します。 ◇介護保険サービスが安定的に継続して提供されるよう、介護保険事業者の取組を支援します。 ◇高齢者の生活を地域で支えるため、地域住民や関係団体等の取組を支援します。		

関連する個別計画	第8期彦根市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 ひこね元気計画21(第3次)

次期彦根市総合計画基本計画素案(案)	
第1章	誰もがその人らしく生き生きと暮らすまち
分野2	健康・福祉・医療・生涯学習
施策5	**地域医療体制の充実**

	※施策に関する現状と課題を簡潔に文章化
現状と課題	◇休日における比較的軽症の救急患者を受け入れる彦根休日急病診療所については、医療提供体制の維持・充実を図っていく必要があります。また、入院治療等を必要とする二次救急医療および小児救急医療においても医療体制の維持・充実を図っていく必要があります。 ◇住み慣れた地域で自分らしい生活を人生の最期まで送ることができるよう、本人やその家族が望む形での支援を進める必要があります。 ◇彦根市立病院においては、勤務医師の不足や偏在により、安定的な医療提供体制の維持が課題となっており、また、新たな感染症や災害などの様々な医療需要にも常に対応できるよう、院内外の限られた医療資源を効率的に活用できる体制の構築が求められています。また、平成14年7月の新病院移転後、相当の年数が経過しており、更新・改修等が必要な施設設備や医療機器が年々増えています。こうした状況を踏まえ、令和3年3月作成の「彦根市立病院中期経営計画」等に基づき、地域の中核病院および地域医療支援病院として相応しい医療体制の充実を計画的に図っていくとともに、持続可能な健全経営の下、湖東保健医療圏域内外の医療機関との医療連携を深め、地域全体で医療を支える取組を進めていく必要があります。

	※12年後(令和15年度(2033年度))、「どのような状態」にしていくのかを記載
12.年後の姿	◇休日・夜間における救急医療体制において、医療従事者の確保と医療資源を効果的・効率的に提供できるように、湖東保健医療圏域の病院、医師会、歯科医師会、薬剤師会との地域医療連携、病診連携等協力体制の確立を図ります。 ◇彦根市保健・医療複合施設(くすのきセンター)に1市4町の在宅医療福祉の拠点として、医療福祉推進センターを置いて施策の充実を図ります。 ◇湖東保健医療圏域の中核病院として、地域医療構想を踏まえた役割を全うできるよう、彦根市立病院の医療機能の充実・強化を図るとともに、地域の医療機関との機能分担や医療連携を一層進め、今後の医療ニーズの変化に地域全体で対応できるような安心・安全な地域医療体制の構築を図ります。

	※12年後のめざす姿からバックキャストして4年後(令和7年度(2025年度))の(中間)目標を設定
4年後の目標	◇在宅医療の充実により、住み慣れた家庭で終末期を過ごすことや家庭での看取りができることについての理解をめざします。 ◇彦根市立病院における救急医療その他の診療体制の充実・強化により、急性期・高度急性期を担う中核病院としての役割を果たし、湖東保健医療圏全体の医療機能の向上をめざします。 ◇地域の病院、診療所、薬局および訪問看護ステーション間のネットワークを強化し、地域医療構想を踏まえた機能分担と医療連携を進め、医療区分(急性期、回復期、療養期)に応じた適切で効果的・効率的な医療提供体制を構築し、切れ目のない連携体制における患者中心の医療をめざします。 ◇休日、夜間における初期救急医療(休日急病診療所、在宅当番制歯科診療)、二次救急医療(二次病院、小児救急)体制を確保することにより、安心して生活できることをめざします。

	※4年後の姿を測るためのアウトカム指標の候補、計測方法、基準値、目標値			
指標	指標名	指標の計測方法	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
	休日急病診療所受診割合	診療所受診者数 /二次救急病院受診者数	80.1	83.1
	救急搬送受入率	救急搬送受入件数 /救急搬送件数	99.5%	100%

第1章	誰もがその人らしく生き生きと暮らすまち
分野2	健康・福祉・医療・生涯学習
施策5	**地域医療体制の充実**

主な取組

※市が中心となって進める取組名(主要な事業)と内容および担当課

取組名	内容	担当課
地域医療体制の充実	◇高齢者の医療・介護・福祉に携わる専門職等が、お互いに関係職種への理解を深め、連携することを目的に「ことう地域チームケア研究会」等を開催します。 ◇湖東圏域における休日、夜間の二次救急医療および小児救急医療の提供について支援します。	医療福祉推進課、 健康推進課
診療体制の整備・充実	◇彦根市立病院が湖東保健医療圏の中核病院・地域医療支援病院として役割を果たすことができるよう、医師などの人材確保および施設設備・医療機器の整備・充実を図り、安定的な診療体制の構築に努めます。	病院総務課、 職員課
地域医療連携の推進	◇地域医療構想を踏まえた役割(急性期・高度急性期)が最大限発揮できるよう、圏域内の病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、行政機関等との連携を深めます。	地域連携センター
持続可能な病院経営の推進	◇持続可能で健全な病院経営を推進するため、「彦根市立病院 中期経営計画」の実践および進捗管理に努めます。	経営戦略室

※多様な主体との連携による取組

関連する個別計画	湖東定住自立圏共生ビジョン

次期彦根市総合計画基本計画素案(案)	
第1章	誰もがその人らしく生き生きと暮らすまち
分野2	健康・福祉・医療・生涯学習
施策6	**生涯学習・社会教育の推進**

	※施策に関する現状と課題を簡潔に文章化
現状と課題	◇「人生100年時代」を迎える中、人々の価値観やライフスタイルの変化により、多様化する市民の学習ニーズに対応する必要があります。 ◇変化が激しく予測困難なこれからの社会を生きる子どもたちのために、社会総がかりで育ちを支えていく必要があります。 ◇現図書館の老朽化に加え、収蔵スペースの限界や利用者ニーズの多様化への対応、市全域への均質な図書サービスの提供のため、現図書館の計画的な改修を行い、長寿命化を図るとともに、彦根市図書館整備基本計画に基づき、複数館体制の中核をなす「中央館」を整備する必要があります。 ◇湖東定住自立圏共生ビジョンに基づき、圏域内図書館における連携強化を図る必要があります。 ◇障害の有無にかかわらず、全ての市民が等しく読書を通じて、文字・活字文化を享受できる環境の整備を図る必要があります。

	※12年後(令和15年度(2033年度))、「どのような状態」にしていくのかを記載
12.年後の姿	◇人と人とのつながりを大切にすることで、子どもから大人まで、市民一人ひとりが主体的に学び続けられ、活躍できる社会をめざします。 ◇地域と学校の連携・協働を進めることで、地域力の向上を図り、地域の活性化や子どもが安心して暮らせる環境づくりをめざします。 ◇複数館体制を実現し、「中央館」を拠点とする市内および圏域内の図書館ネットワークを構築して、市内全域にわたる図書サービスの向上をめざします。 ◇ハード、ソフト両面でバリアフリーな環境が整備され、障害の有無にかかわらず、誰もが気軽に立ち寄り、良質なサービスが受けられる図書館をめざします。

	※12年後のめざす姿からバックキャストして4年後(令和7年度(2025年度))の(中間)目標を設定
4年後の目標	◇幅広い世代に公民館を利用してもらえるよう、若者向けの講座や、子どもと一緒に参画できる子育て世代向けの講座を工夫するなど、利用者の増加と定着をめざします。 ◇地域と学校が連携・協働して地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支える活動を行うことで、地域力の向上を図り、学校を核とした地域づくりをめざします。 ◇「中央館」の整備について、令和2年度の用地選定に基づき、整備手法等の検討を経て、計画的な進捗を図ります。 ◇図書資料の充実や司書の資質向上により、圏域内の図書館ネットワークの構築に向けた基盤強化をめざします。 ◇施設や設備、図書のバリアフリー化を図るとともに、インターネットを利用したサービスの提供等を通して、誰もが利用しやすい図書館をめざします。

指標

※4年後の姿を測るためのアウトカム指標の候補、計測方法、基準値、目標値

指標名	指標の計測方法	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
公民館の利用者数	8地区公民館の年間利用者数合計	169,000	190,000
市民一人当たりの貸出冊数	年間貸出冊数を人口で除算	5.2 (平成30年度※)	5.5

※令和元年度は工事による閉館期間などがあったため平成30年度を基準値としています。

第1章	誰もがその人らしく生き生きと暮らすまち
分野2	健康・福祉・医療・生涯学習
施策6	**生涯学習・社会教育の推進**

主な取組	※市が中心となって進める取組名(主要な事業)と内容および担当課		
	取組名		担当課
	生涯学習の推進	◇市民の学習ニーズに応じた学習機会の確保と充実に努めるとともに、市民がその成果を生かし地域でより主体的、積極的に活動できる環境づくりに努めます。 ◇より多くの市民が学習活動に取り組めるよう、あらゆる機会を利用して啓発活動の推進に努めます。 ◇各地域における「地域学校協働活動」の充実を図るとともに、「地域とともにある学校づくり」をめざす「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)」の拡充に取り組みます。 ◇家庭・地域(図書館・公民館等)・学校・幼稚園・保育所等が相互に連携しながら、読書の楽しさを体感し、進んで本に親しむ子どもの育成をめざします。	生涯学習課
	社会教育の推進	◇地域に根ざした拠点施設として、学びの場や機会を提供するとともに、市民のニーズに対応した学習内容の充実を図るなど、公民館機能の充実に努めます。 ◇荒神山自然の家において、小中学生等の集団宿泊研修や市民等の交流の場として、豊かな自然環境を生かした魅力ある事業の推進に努めます。	生涯学習課
	図書館施設の整備・維持補修	◇彦根市図書館施設適正管理計画に基づき、現図書館の計画的な維持・補修を行い、長寿命化を図るとともに、より快適で利用しやすい環境づくりに努めます。 ◇彦根市図書館整備基本計画に基づき、中央館整備を計画的に進めます。	図書館
	湖東定住自立圏域内図書館ネットワークの構築	◇図書資料の充実に努めるとともに、圏域内の図書館における情報の共有や研修の共同実施などを進め、司書の資質のさらなる向上を図り、図書館サービスの質的向上をめざします。	図書館
	バリアフリーな読書環境の整備	◇施設や設備のバリアフリー化や、アクセシブルな書籍等(拡大図書、ＬＬブック、朗読ＣＤ等)の整備、インターネットを利用したサービスの拡充等に努めます。	図書館
	※多様な主体との連携による取組		
	・社会教育関係団体や地域で活躍している自主的な学習サークル等に対して、活動が促進するよう支援します。 ・愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町と連携し、圏域内図書館の連携強化に努めます。		

関連する個別計画	彦根市集会施設適正管理計画 彦根市社会教育施設等適正管理計画 彦根市子ども読書活動推進計画(第3次計画) 彦根市図書館整備基本計画 彦根市図書館施設適正管理計画(令和3年度中に策定予定)